

#### 1 4. 養子縁組成立後の支援

##### 1) 実親への支援

実親への支援については 7 機関から回答が得られた。連絡や仲介、心理的サポートの他、実母のニーズに寄り添った支援が行われている。(表 4) その一方で、「実母と養親家族との交流や支援は行わない」、「養子縁組成立までの実親の心身が安定するまでサポートするがその後は実母の希望でコンタクトをとらないこともある」、「写真等を渡すことはその後も継続していかないといけないので行っていない」等の意見もあり、実親への支援には多様な側面がみられた。

**表 4 養子縁組成立後の実親への支援 (複数回答)**

- 
- ・養親との連絡や仲介 (3)
  - ・心理的サポート (各 2)
  - ・必要な支援はすべて行う、経済的支援、シェアハウスでの居住、実母の自助グループへの支援 (各 1)
- 

##### 2) 養親への支援

養親への支援については 9 機関から回答が得られた。必要時に「相談を受け付ける」「家庭訪問をする」等の相談支援と、「親の会」や「養子の会」の活動支援、研究会や月刊誌による情報提供、イベントによる親睦を深める活動などが行われている。(表 5)

また、「審判後に連絡がなくなる養親がいる」という回答もあり支援が途切れるケースも 1 件あった。(表 5)

**表 5 養子縁組成立後の養親への支援 (複数回答)**

- 
- ・必要時相談を受け付ける (4)
  - ・年 1 回程度の養親の会開催 (3)
  - ・必要時家庭訪問をする、(3)
  - ・子ども (養子) の会開催 (3)
  - ・子育て・告知に関する研究会 (2)
  - ・月刊誌の発行、運動会・キャンプ等のイベント、電話での近況確認
  - 6 か月間に 3 回以内の家庭訪問、(各 1)
-

## 15. 記録の保管

記録の保管については9機関から回答を得た。現段階では紙文書が半数以上を占めているが、電子化に移行している機関も見られている。紙文書では火災等による消失等が危惧され、将来的には電子化が必要(3)、保管期間は永久にした方がよい(2)、できれば国が保管してほしい(1)などの意見も見られていた。(図6)

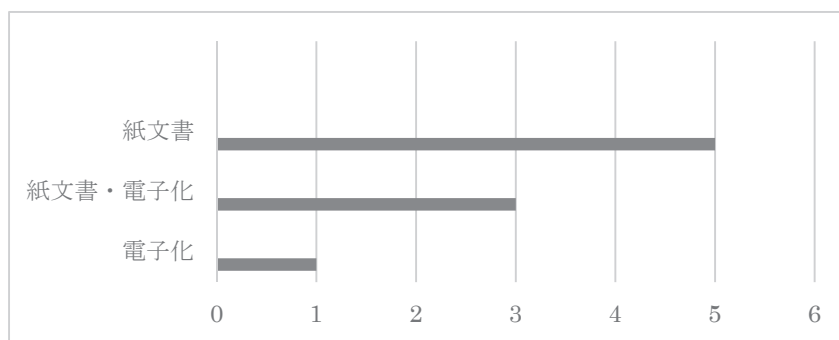


図6 記録の保存様式

## 16. 出自を知る権利

出自を知る権利については9機関から回答が得られ、すべての機関が出自を知る権利を保障している。機関の中には、児童相談所や他の機関が担当した養子のルーツ探しを事業として行っているところもあった。

## 17. 適正な養子縁組支援を継続して行うための基盤や体制についての自由意見

下記の5項目については各機関から意見を自由に述べてもらった。

以下に箇条書きで示す。

### 1) 人材について

- ・ 専門家と称する人たちは信じていない。専門家という言葉が無力であると実感している。これからは、女性・主婦・市民という目線で考え、実施することが必要。
- ・ 通常の傾聴ではなく、コミュニケーション能力の豊かな人。現在はとりあえず社会福祉士。社会学・福祉学・教育学・心理学が関連している仕事である。
- ・ 専門職としてのソーシャル・ワーカーの継続勤務が可能な体制
- ・ 社会福祉士が必要。実母のメンタルケアをするにはカウンセラーも必要。ケースワーカーや法律職(記録の保管や書式の作成など)も必要である。助産師など医療職に(福祉の教育を)するのも非常に良いと思う。
- ・ 福祉専門職が主でそこに助産師が入るとよい。ケアラー(ケアする人)のケアも必要。
- ・ 養子縁組を理解している人材、福祉論、カウンセリング手法を理解している人材が必要。

## 2) 適正な養子縁組支援の方法

- ・財源の確保と、ワーカーによる技術・知識・経験の継承が必要。
- ・子どものいない人のための制度でなく、子どもの福祉のための制度とすることが重要。
- ・「斡旋」という言葉をもっと夢があるような言葉、「特別養子縁組支援」「特別養子縁組事業」などとしてほしい。民間機関にランク付けをしてほしい。さまざまなあつせん団体があるので、役割分担をして、適材適所で協働できれば良い。
- ・収支の掲載をする。適正化は難しい。実母相談や養子縁組が増えたら対応できない。数を稼ごうとするようになると危険。資質による。数が増えれば不調は増えるだろう。
- ・医療との連携が必要である。また、児童相談所、家庭裁判所、民間団体、医療機関との縦横斜めの連携が必要。バラバラな連携は適切ではない。アフターフォローが必要。

## 3) 民間機関が整備すべき仕組み

- ・養子縁組支援は即応性が重要であるため、合議制には賛成していない。直感や第6感がとても大切だと実感している。
- ・法人格を得ることと、活動に関する情報公開を整備すべきである。
- ・法人格をもつこと。
- ・障害児の養育については横の連携があればよい（障害児の養育ができる養親候補者を団体をこえて子どもとマッチングできるように）。
- ・子どもへの記録開示にさいするカウンセリング。記録は必要だが、誰のための記録なのか考える必要がある。実母が安易に流れないか、お金が絡んでしまう。
- ・行政が公式な書式を作るべきである。公式のものが無いから、事業者の書式はみんなばらばらである。特別養子縁組を前提とする児童養育宣誓書をつくり、養親に署名してもらっている。こういう書式も必要である。提出期日を設けた養育報告書を義務付けるべきである。親が報告書を作成することで子どもの成長を確認することができるし、それをライフストーリーブックにする養親もいる。民間事業者としても養親の子育てを把握できる。
- ・斡旋法案試案にある、3カ月間、子どもを施設に預けて、その間に実母が考えるというのは、子どもが養育者とのきずな作りができる期間を全く無視していて絶対によくない。あの試案だと児童相談所に権力がものすごく与えられることになるが、それだけの判断をする児童相談所に今のところ余裕がない。そこまで児童相談所が権限を持つことに疑問。
- ・子どものことを本当の意味で気に掛けてくれている人たちの、少なくとも意見をたくさん取り入れて、または実情を取り入れての案にしてくれれば、「これは子どものことを本当に思っている」というように、ルールをこう見る側も思えるが、今の状態だと、子どものことはあまり気に掛けてなくて、ただ規制をかけたいがための法律みたいに、こう思ってしまうような節が、ところどころに出てくる。

#### 4) 財政基盤や助成

- ・弱い女性への支援が必要である。子どもを出産した後の実母の自立が大きな課題だと思う。出産後「私はどこに行ったらいいですか」と言われるのが一番つらい。行政は「養子に出して、子どもがいないんだったら、元気になるくらい働いてもらおうしかないでしょう」の一言で終わらせる。実母は資格もないし、学校も出ていないと言うと、「じゃあ、前の仕事しかないんじゃないですか」と、そこまで言う。行政の窓口は絶対に動かない。行政との連携も課題である。

実親が子どもを養親に託すことを望んでいる場合、児童相談所はやれることだけを扱って、「新生児の養子縁組は民間に相談したら」というような、振り方もあっていいのではないかと思う。公の機関がすべてをやれないのだったら、やれるところに任せるべきだと思う。

- ・職員の最低の生活が保障されるくらいの補助金が必要である。
- ・事業所の資格制度と経済的支援をおこなうべきである。団体の永続性のために財源を確保して安定的におこなうことが必要。
- ・行政からの補助は必要だ。現在のところ持ち出しの状況である。
- ・経済助成が必要。
- ・補助金は、あまり必要と思わないが、養子縁組後に控除などの配慮をしてほしい。かかるものにはかかるし、金額はケースによって異なる。家庭調査には30万円くらいかかる。リーズナブルプライスで、去年の平均の範囲内で徴収すればよい。政府はお金がかかることを知るべきである。
- ・財政的な基盤については、医療費は市役所がよく面倒をみてくれていてありがたい。行政からの補助金はあれば助かる。例えば、コピー機や赤ちゃんのベッドを新調するなど。でもだからといって、それが欲しいからやっているわけではない。

#### 5) 経費について

- ・出産費用や妊婦健診の費用は育て親に請求していないので、基金（寄附）など考えていく必要がある。行政の制度は使えない（審査がある等）。高額なDNA鑑定が必要になることもある。
- ・職員の最低の生活が保障される補助金が必要。
- ・財源の安定が必要。自由な活動のためには公的資金が5割程度がよいのではないか。
- ・公務員になると動機が変わる。公的資金が増えると監督・報告義務ができ、活動にマイナスになる面がある。
- ・事業所の資格制度と経済的支援が必要。安定的に事業をおこなわなくてはならない。
- ・実母が払えなかった50万円程度を養親希望者に依頼したら、払えないといわれ流れたことがある。

- ・養子縁組は非採算なので継続が難しい。
- ・家庭訪問など実費は発生するので、控除するなど配慮する仕組みが必要。
- ・安定した財源が必要である。現在は4割が補助金・委託金、6割が自前の資金で運営している。自由な活動のためには、公的資金が5割程度がよいと考える。

#### 6) 国や自治体が整備すべき仕組み、制度

- ・乳児院は無くしてほしい。健常児には不要な施設と思う。
- ・国がお金を出すのは第一歩だと思う。でも、それからさらに、社会の中に広く認知してもらってということで、制度を広げるようにお金を使うっていうのも必要だと思う。単にポスターを貼るだけでは、誰も見ないし、そういうイベントだけでは、その一発で終わってしまう。

規制に関しても、届け出制が許可制になるかどうかも絡んでくるとは思うが、許可をしたからそれでいいわけでもないし、届け出が全く駄目でもないと思う。ルールを作るのであれば、当事者もやっぱり交ぜる必要がある。1回で決めずに試行錯誤をしていくことが必要である。特別養子縁組の制度自体は、何年も変わってないのがそもそもおかしい。柔軟に対応するということは、もう2~3年で、昔やっていたことが間違いになることもある。それぐらいの勢いでやる必要があり、改正すべきである。改正前提に法律をつくることで、ようやく現実に即したかたちの法律になってくると思う。1回作ればそれで終わりっていうのは、絶対やめてほしい。

助成金についても、一発で終わってしまうと、立ち上げはできたけど、その後の運営はできなくなることもあるし、免税や減税も、非常に重要かもしれない。養子縁組を行う事業に対しては課税しないなど（今だと、収益事業になってしまっただけで、課税されている）。これは、所管税務署の見解だから仕方がないが。

- ・民間ではなく、公的機関が養子縁組をあっせんするべきである。
- ・養子縁組も児童福祉法のなかに入れる。実親の親権、同意をめぐる問題を解決できる仕組みの構築が必要である。
- ・児童相談所は縦割りで、児童相談所間の連携がうまくいかないこともある。民間事業所の全国規模のマッチングがよい。全国規模になることで国際養子縁組も適正になる。記録は県に移管するのではなく独立した部門が必要。当事者が勝手にするのではなく実母も守らなくてはならないので、専門家に関わるべきである。
- ・養親候補者はプロが選んでリストをつくり、それを国が管理してほしい。
- ・国が主導で行うべき。民間機関だけでは行えない。
- ・何かあるとすぐに厚生労働省は民間をたたく立場になる。委託や受託がある時の現場視察を提案してきたが、嫌がって視察にこない。

里親は非常に大事な存在で、やらなくてはいけないことも多いので、里親とは別に、養子縁組の独立部門を作るべきである。養子縁組を進めたら、問題も起きるだろうが、それを怖がっているのは、子どもは幸せになれない。

### Ⅲ まとめ

26年度の調査結果の概要から、以下の点についての特徴や傾向が明らかになった。

1. 養子縁組を希望する実母の背景では、「子どもの父親からのDV または妊婦・実母の親からの身体的虐待」等、実母が身体的暴力を受けているケースが最も多かったが、「知的障害を含む精神障害」、「アルコール・薬物依存」「外国籍」「不登校」「レイプ後の妊娠」「未成年」「HIV感染者」「貧困」「未婚」「父親不明」等、背景要因は多岐にわたっていた。
2. 多くの民間機関が妊娠期から支援を行っており、養子希望の相談があっても、まずは実母の養育の可能性を探っていた。また実母の意思確認は焦らず丁寧に行っている機関多く、慎重に実母の意思決定を待ち支える対応を行っていた。
3. 実母の出産時には、子どもとの面会・抱っこ・授乳などについてすすめ、実母の希望や気持ちを尊重した適切な支援を行う機関が多かった。
4. 養親の親役割準備については子どもが生まれてから産院で育児実習をしている機関が多いが、全体から見ると少数であり、養親の親役割獲得・親になる準備に関する支援は今後の課題と考えられた。
5. 縁組後の実母への支援は、その後の連絡や仲介、心理的サポートが行われているが、一方で、縁組後は連絡や交流を積極的には行わない機関もあり、さらに実母が連絡等を希望しないケースもあるなど多様な側面がみられた。一方、縁組後の養親の支援では、家庭訪問を含む相談支援、養親の会等の活動支援、研修会・勉強会および養親親子のイベントの開催等の活動が行われていた。縁組後の実母と養親への支援を比較してみると養親への支援が多い傾向であった。
6. 記録の保管については、現状では多くの機関が紙ベースであるが、今後は電子データ化の必要性を認識している。今後早急に電子データ化が望まれる。
7. 財政基盤や助成については、予算の確保や活動資金・実費の徴収や経済的に困窮している実母への金銭支援等の問題が散見され、機関の活動における経済的問題が明らかになった。機関への経済的支援において国や行政からの支援が必要との意見が多かった。
8. 妊娠相談および養子縁組における実母や養親へ支援の際に、児童相談所・行政との連携協力がスムーズに行われていない機関が多かった。機関は児童相談所・行政との連携を望んでいるが、児童相談所・行政が応えてくれないという意見がみられていた。

### Ⅳ. 次年度の研究計画

最終年度である27年度は、残る8機関のヒアリング調査の実施と文章データの詳細な分析・考察を総合的に行う予定である。



## 「産婦人科病院が行う養子縁組支援に関する研究」 中間報告

厚生労働科学研究「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」中の養子縁組民間機関研究班による研究の2

2015年5月12日

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

### 1 研究の目的と意義

厚労省児童福祉審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の第10次報告（平成26年9月）によれば、平成16年度から25年度までの間に、児童虐待で死亡、或いは、それが発覚した児童は、総計で940人に及ぶことがわかっている。この中には、親子心中による394人の子どもの死が含まれているが、この死も、心中以外の虐待死同様に、親子の生活や保護者が深刻な状態にあり、孤立し、適切で効果的な支援が届かなかった例が非常に多く含まれている。

一方の心中以外の虐待死には、3歳以下の乳幼児の死亡例が多く、特に多いのが0歳児の死亡であり、そのうちの約半数が生後0日に発生している。これは心中以外の虐待死の約2割に相当する。

さらに、「保護者によるもの」という児童虐待防止の定義の範疇を超えるために、遺棄・死亡した児童であるが、それが保護者によるものか特定出来ない事例や遺棄したのは保護者であるものの、出生児には死亡していた（死産）という被疑者の証言があり、この証言が覆されずに不起訴となる事例が相当数あることから、児童虐待防止法による、保護者の加害による虐待死とは認定出来ない事例が毎年度約10例程度あることが明らかになっている。

このような状況を何とか改善しようとして、埼玉県熊谷市にあるさめじまボンディングクリニックをはじめとする全国約20か所の産婦人科病院が、平成25年9月8日に「安心母と子の産婦人科連絡協議会」を設立し、妊娠の継続に困難を抱え、出産と出産後の子

どもの養育に見通しを持つことができない母親を支援し、安心して、医療機関で出産することができるように支援し、出産後の子どもの養育をすることができない場合には、子どもの養育を引き継ぐ「養親候補者」に託す活動を開始させた。

この研究は、この活動の内容を紹介するとともに、その可能性と現時点における課題、また、この課題の解決・改善のために必要とする内容を明らかにし、これをとおして民間養子縁組支援機関の可能性と課題、また民間支援機関と市町村や児童相談所との連携の課題についても検討し、これらに対処するための方策を明らかにすることを目的とする。

## 2 研究方法

筆者には、児童相談所の児童福祉司としての勤務経験があり、現職であった10数年前から、あんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下、「あん産協」と記す）の代表である鮫島浩二医師と面識があった。このことを端緒として、鮫島代表からの依頼を受けて、自身が代表を務める「NPO 法人子ども家族活き活きプロジェクト・あっとほ一む」のメンバーとともに、あん産協が行う養親候補者との面接の一部に、外部第三者委員として同席し、そこでの面接が適切に行われているか、その面接において、確認すべき内容が過不足なく聞き取られているかを確認し、必要に応じて、更に確認すべき内容がある場合にはその内容やそのための方法等について助言し、併せて、養親候補者として相応しいかどうかについての判断そのものはあん産協が行うとの前提の下で、あん産協から提出された資料と同席した面接でのやりとりから判断できうる範囲で意見を申し述べてきた。この関与は、平成25年9月から平成27年3月までの間で、概ね月に1回、必要に応じて月2回の頻度で継続した。

また、前項の活動と並行して、これは当初から予定されていたものではなかったが、あん産協に寄せられる望まない妊娠や妊娠の継続に困難を抱えている女性及びその関係者からの相談の内、特に対応が難しい事例について、筆者が、あん産協からの電話、電子メール及び面談により、相談を受け、福祉専門職としての意見を申し述べて来た。

更には、この活動に第三者として関与するために必要とする事項についての共通理解を図るために、あん産協とNPO 法人あっとほ一む（筆者が代表を務める。会員の多くが社会福祉士であり、且つ、子ども家庭支援センター、養親当事者、スクールSWr、児童養護施設、家庭裁判所等での勤務経験がある。）とで、合同の研究会を開催するとともに、筆者が、あん産協の会員の研修会に参加し、関与を通じて得た所見等を参加者に報告し、参加者との意見交換を行うという活動を行って来た。

以上は、福祉専門職としての社会福祉実践活動として行ったものであるが、本研究は、この関わりの中で、あん産協から提供された資料、聞き取った内容、そこで行った助言や意見交換の内容を、あん産協の同意を得て、改めて整理し直すことによってまとめ、先の目的を達成しようとするものである。すなわち、研究方法としては、参与観察による質的研究である。



以下に、前述した活動の具体的な内容について、活動の種類別に記す。

ア 養親候補者との二次面接への第三者委員としての同席

注： あん産協では、養親となることを希望する方に対して、書類選考を経た後に、複数回の面接を行っている。初回を、協議会スタッフのみで行い、これを受けて、初回の面接で適格と判断した方に対してのみ2回目の面接を行う、後者の面接を「2次面接」と呼んでいる。面接は、1件概ね1時間半。安産協スタッフは3名（面接者2、記録1）で対応。第三者委員（筆者を含む）は、面接開始前に記録を閲覧し、面接者と面接に関する事前打合せを行う（約30分）。同様に、面接終了後に振返りを行う（約30分）。

|    | 年月日            | 件数 | 参加者   | 備考             |    | 年月日            | 件数 | 参加者  | 備考 |
|----|----------------|----|-------|----------------|----|----------------|----|------|----|
| 1  | 2013年<br>10.30 | 3  | 宮島    | さめじまBC<br>以下同じ | 11 | 09.08          | 2  | 宮島・A |    |
| 2  | 11.15          | 1  | 同上    |                | 12 | 2014年<br>10.07 | 2  | NI・A |    |
| 3  | 12.02          | 2  | 同上    |                | 13 | 11.04          | 2  | 宮島・A |    |
| 4  | 2014年<br>02.25 | 2  | 同上    |                | 14 | 12.09          | 2  | YO   |    |
| 5  | 03.11          | 2  | 宮島・NI |                | 15 | 2015年<br>01.13 | 2  | 宮島   |    |
| 6  | 04.08          | 1  | 宮島・WA |                | 16 | 02.03          | 2  | NA・A |    |
| 7  | 05.13          | 1  | 宮島・NA |                | 17 | 03.03          | 2  | 宮島・A |    |
| 8  | 06.03          | 2  | 宮島・O  |                |    |                |    |      |    |
| 9  | 07.01          | 2  | 宮島・U  |                |    |                |    |      |    |
| 10 | 08.04          | 2  | 宮島・A  |                |    |                |    |      |    |

イ 打合せ、意見交換や合同勉強会等

|    | 日時          | 内容                   | 備考                      |
|----|-------------|----------------------|-------------------------|
| 1  | 2013年08月24日 | 情報交換・打合せ             | さめじまBC訪問                |
| 2  | 09月22日      | 同上                   | 同上                      |
| 3  | 2012年06月07日 | あん産協事務局長他1名が里親SW講座参加 | 日本社会事業大学                |
| 4  | 12月23日      | あつとほ一むとの合同勉強会        | あん産協の活動について             |
| 5  | 2014年01年31日 | 情報交換・協議              | さめじまBC訪問                |
| 6  | 02月14日      | 情報交換・協議              | 同上                      |
| 7  | 05月16日      | あん産協セミナー             | 広島県会場                   |
| 8  | 06月02日      | 院生との事例検討             | 日本社会事業大学<br>あん産協の了承を得て  |
| 9  | 07月01日      | あつとほ一むとの合同勉強会        | 家庭裁判所における養子縁組の実務<br>と視点 |
| 10 | 09月14日      | 日本子どもの虐待防止学会         | 名古屋市 分科会シンポジウム          |

#### ウ 特定妊婦の対応についての SV

2013年9月～2015年3月までの間（2014年9月～2015年2月までは、筆者の体調不良のため、一部を除き休止した。）、随時、あん産協の事務局長である鮫島かをる氏から、主に、電話・電子メール・添付ファイルで送られた資料の閲覧を通じて相談があり、これに対して電話及び電子メールで対応した。事例の内容に応じて、代表である鮫島浩二氏とも同様のやりとりをした。この他に、養親候補者との面接や打合せのために、筆者が鮫島クリニックを訪問した際に、他のスタッフの参加も得て協議を行った。

ただし、主に事例に関わることであることから、特定がなされないための倫理的配慮として、具体的な日時は記載しない。なお、この関わりに係わるやりとりについては、分析や判断の上で特に必要とする場合を除き個人を特定する情報を隠した上で、資料にはパスワードを設定した。

### 3 倫理的配慮等

あん産協の活動の内容や業務実績については、原則として、あん産協が、直接提供・公開している資料の内容を、概ね（一部簡略化等の加工を施した。）、そのまま記載した。

筆者が、参与観察によってまとめた内容については、公表前に、その内容をあん産協の代表である鮫島浩二氏と事務局長の鮫島かをる氏に事前に送付し、閲覧・確認して頂いたうえで、修正に応じ、修正後の内容について再度確認をして頂いた。

養親候補者や特定妊婦や相談事例に係わる情報や内容については、個人が特定される内容を削除するとともに、その事例の本質を変えない範囲で、省略・改変・他の事例との統合などを内容とする加工を行った。よって、一部の事例については、複数事例の要素を組み合わせて筆者が作成した架空事例となっていることを申し添える。

### 4 研究結果

#### (1) あん産協の概要 その1

以下は、あん産協が作成した医療機関向けの案内資料（2013年10月作成）に記載された内容、筆者が参与観察の中で聴取した内容、及び、これらについての筆者による解説である。

**ア 自己定義** あん産協は、前述した自ら発行している案内資料に、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会とは、望まない妊娠をされた女性を支援し、産まれてくる赤ちゃんが安全で健やかに、そして幸福に育まれるよう、行政と連携して支援する産婦人科の連絡協議会です。」と記し、産婦人科によって構成される団体であり、

- ①望まない妊娠をした女性への支援を行う
- ②中絶・墮胎ではなく、子の健やかな出生とその産の育成のための支援を行う。
- ③行政との連携を前提のもとに、これらを行う。                      ことを明確にしている。

イ **基本方針** あん産協は、以下の7つを、援助実践を行う上での基本方針として掲げて、公に示している。

- ・第一に考慮すべきは子の幸せであり、次に実母の心のケアを大切にする。
- ・虐待防止の視点から必要に感じて養子縁組を行うのであり、養子縁組が優先するのではない。
- ・実母、養親いずれからも謝礼や寄付金などを取らない。医療の一環として扱う。
- ・原則として国内において縁組を行うべきであり、日本人の子供は日本人のご夫婦へ託すことを基本とする。
- ・医療と福祉をつなぐ役割を果たす。
- ・地元の児童相談所との連携を密にする。
- ・日本医師会・日本産婦人科医会・厚生労働省の意向を重視する。

※ あん産協の資料から（筆者が一部削除）

ここに記されている内容は、繰り返すまでもないが、

- ① 子どもの福祉を第1の優先事項とするとともに実母の心的な傷つきに着目し、精神的な安定・心のケアを行うことを目指そうとしている。
- ② 養子縁組は、児童虐待防止の観点から必要に応じて行うのであり、養子縁組を成立させることを目的として支援を行うのではないこと。
- ③ また、養子縁組のための支援活動を行う場合には、謝礼や寄付金を受け取らず、
- ④ 国内養子で、且つ、子と養親候補者との国籍が一致していることを基本とする旨を明らかにしている。
- ⑤ 実際の活動や運営では、福祉と医療との連携、地元の児童相談所との連携、医師会や厚労省の考え方を踏まえて活動を進めることを宣言している。

ということであり、ここ数年来、養子縁組あっせんのあり方において、懸念が示されたり、議論があったことを踏まえられおり、これらについての協議会としての考え方、実践へのスタンスを明確にしている点で、意義が大きい。

一方で、特に⑤については、これを目指し、立場を明確にしていることの意義は大きいものの、そもそも「地元の児童相談所とは、どこまでを指すのか」、「医療と福祉を、どのような活動を通じて、どのようにつないで行くのか」といったことが明確ではなく、具体的な活動や道筋は、今後の課題であり、「今後具体化すべき取り組み目標」とも言うべき内容が少なくないと言わざるをえない。

ウ あん産協の活動内容 これも、先に示したあん産協発行の案内書に明記されている。  
以下のとおりである。

- ・ 特別養子縁組の実施
  - ・ 全国の産科施設に「あんしん母と子の委員会」を設けるための啓蒙活動
  - ・ 「妊娠等の悩み相談援助施設を全国に設けるための講演・研修活動
  - ・ 「特別養子縁組取り扱い医療施設」を指導・研修する活動
  - ・ 福祉と医療の連携をすすめる活動
- ※あん産協医療機関向け案内資料から（簡略化のために、筆者が、本質に直接かかわることがないと思われる一部の内容を削除）

前項の基本方針を具体的な活動に落とし込むために、行うべき活動内容を列挙し、現在まで取り組んで来たことを踏まえて、これからもそれを継続し、内容を深め、具体化・充実化に努めることを意識している点において意義深い。しかし、以下のような点で、課題がある。

- i 「特別養子縁組を行う」のは、子と養親候補者であり、特別養子縁組の成立を宣言し、実親の同意を前提として、実親とそれに連なる親族関係の断絶を宣言するのは家庭裁判所である。これらの内容が曖昧である。
- ii 後述するように、協議会設立の時点では、「特別養子縁組を成立させることが、子ども、実親、養親候補者の利益となる。」という考えを色濃く所持していた。その後の実践の中で、実母による養育の可能性を探ることへの再評価やそのための経験の蓄積、その中で見えて来た実親の多様な状態像への着目、養子縁組においても、特別養子縁組と並んで普通養子縁組が望ましい例のあることへの気づき（制度についての理解の深まりとそれを実感させる事例との出会い）などを経て現在に至るが、この案内書を作成した時点では、これらのことが曖昧であったことが、その記述からも読み取れるように思われる。
- iii 「特別養子縁組の実施」と書かれた内容が、「特別養子縁組を必要とする子どもとその実親と養親への支援の実施」の意味で書かれているという前提で、この活動に関する筆者の所見を述べたい。

後に詳述するように、この支援には、実に多様な内容が含まれている。そして特に重要なことは、胎内にいる子どもを自ら養育できない「特定妊婦」と出生後の「要保護児童」についての相談・援助が主要な内容にならざるをえないという宿命を負っているということである。そのことが、関わらせていただくまでの私を含めて、一般的には理解されていない。

様々な課題とリスクを抱えている「特定妊婦」が集中的にアクセスしてくる事業・場であるのにも関わらず、「特別養子縁組を行うための支援の実施」という言葉の意味からは、それが読み取れない・予想されない・一般に理解されないことに、本質

的な課題がある。

実親がその子を養育することができない。それは、何時の時代にも存在し続けて来た。「産んだ子を親が育てるのが当然」とする考えが、親を苦しめ、逃げ場を失わせ、子の遺棄や殺害へと追い込んだ。しかし、その一方で、実親が生まれ来た子どもを、自らの手で養育できないということには、それ相当の理由が存在する。これを踏まえれば、養子として託す子どもの全てが「要保護児童」であり、要保護児童と要保護児童でない子がいるかのような捉え方は誤りである。

周知のように、要保護児童への対応や特定妊婦への対応は、地域を限定し、公的責任が明確にされ、「管轄、措置・実施責任」のある市町村と児童相談所が中心となって、要保護児童対策地域協議会という一定の地域を明確に規定したネットワークの枠組みによって行われることになっている。

これに対して、この事業は、第二種社会福祉事業としての届出を行うだけで開始することができる。この事業では、届出と善意だけで、全国の何処に居住する要保護児童であっても、特定妊婦であっても、その援助を行えるようになってしまう。

養子縁組を行うための支援が、どこから何処までのものなのかの整理と合意こそが、あん産協の実践の範囲を超えて、この事業の課題あり、必然的に関わりが生じる要保護児童と特定妊婦との関わり方のルールを定めることが、重要課題の1つであることは間違いない。<sup>1</sup>

iv その他 筆者の参与の中では「あんしん母と子の委員会」とは何か、それがどうゆうもので、実際にはどの程度設置され、どのような活動を行っているかについては、全く理解できなかった。その他の記述は、いずれも啓蒙活動、研修・育成活動であるように思われる。

## エ あん産協の相談、支援の流れ

前項で筆者が「曖昧である」とした内容を、支援の流れとして具体的に示しているのが、以下の図である。あん産協では、第二種社会福祉事業として届出を行い、「養子縁組あっせん事業」を直接行う病院を「A1 施設」、これに移行することを前提として準備の段階にある病院を「A2 施設」、おそらく病院としての診療活動の中で行うということなのであろうが、あん産協の基本方針や活動内容を踏まえて養子縁組に子どもを託すこと

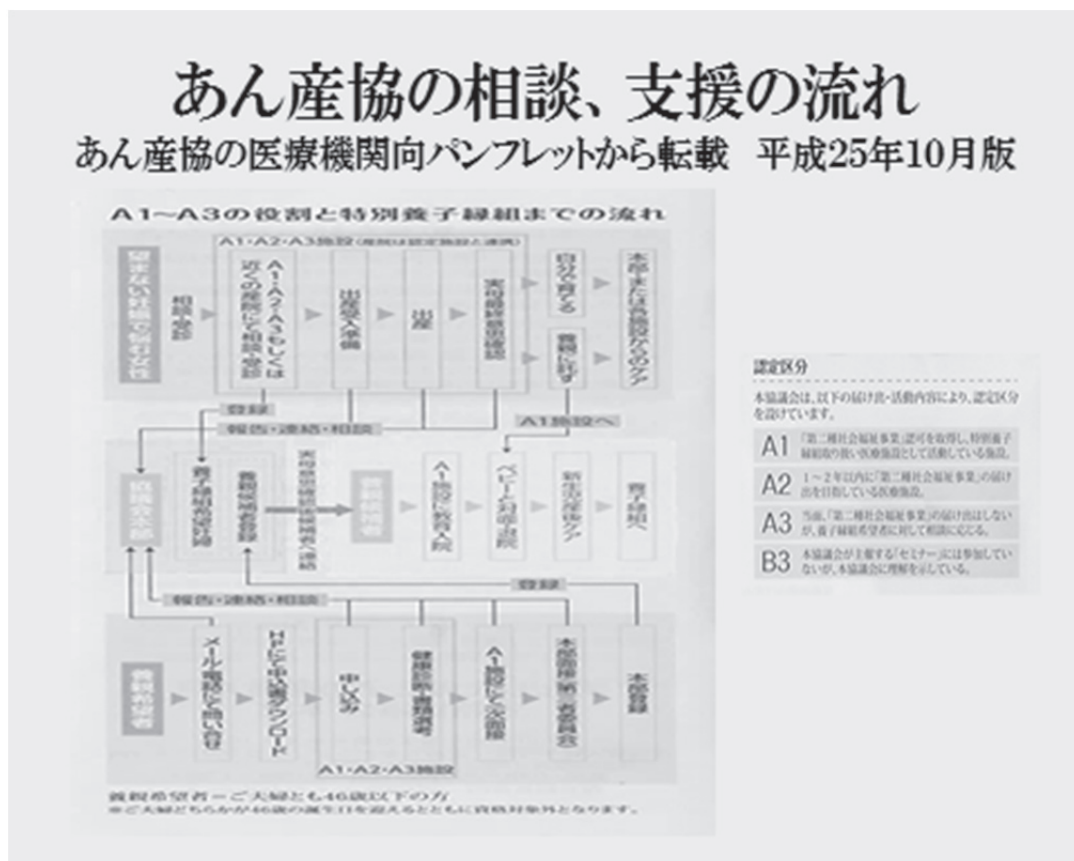
---

<sup>1</sup> あん産協に限っていえば、「そのような困難な妊娠」「そのような妊婦」を支援することこそが、産婦人科医院の本来の業務であるとも位置づけられる。これを実質化するためには、このような妊婦についての支援を産婦人科が実質的に担えるスタッフの体制、これを支える診療報酬体系になっているかの方が問われる。一方で、産婦人科ではない、その他の多様な実施主体が、養子縁組あっせん事業を担おうとした場合は、この事業の大半の業務内容が、要保護児童・特定妊婦に関わることであること、どこまでが出来てどこができないかを明確にし、自分たちが行えない対応・直面せざるを得ないリスクについて、それを行うこととされている市町村や児童相談所との連携を「義務」として再確認し、これを徹底することが不可欠である。また、これを実質化するためには、民間のこれらの機関から持ち込まれる内容を、確実に受け取り、対応する責任を、市町村や児童相談所の側が意識し、それに応じられる体制を整えることが不可欠である。



について相談に応じる病院を「A3 施設」と位置づけている。そして、この他に、このような具体的な活動・関与は実施していないものの、あん産協が行う活動に興味関心を抱き、あん産協が開催するセミナー等に参加する施設を「B3 施設」としている。

この図は、あん産協加盟病院に、相談や申込みが持ち込まれた場合、それが、その後、どこによってどのように対応されるかについて、その対応の流れやタイミングをフローチャートのかたちで表されたものになっている。



### オ 教育入院・あん産協の相談、支援の流れの内、特徴的な取り組み

あん産協の養子縁組あっせん支援の内、特徴的な取り組みをあげるとすれば、①妊婦健診や入院を直接行える「強み」を活かして、妊娠に課題を抱える女性に対して、丁寧な寄り添い型相談支援を継続的に行えることと、②やはり、産科病院の設備・機能を用いて、独自の取り組みである「教育入院」をシステム化していることの2つである。

前者については、抽象的な記述を並べるのではなく、実際にどのような困難を抱えた妊婦がどのようなかたちで病院にアクセスしてくるのか、そしてこれに対してどのような関わりが展開されるかがイメージされることが、その内容を理解する上で不可欠である。そこで、これについては、後述する事例の概要の項および、今後予定しているそれらの事例についての再分析の機会で行うこととする。そして、ここでは、後者の教育入院について



紹介したい。

教育入院は、筆者の理解では、通常は出産を行う実母と生まれ来る子どもと、これを支援する医療スタッフによって展開される「出産と出産直後の子どもへのケア」を、養親候補者が実親に代わって模擬的に体験することと、実親から養親候補者に養育を受け渡すためのセレモニーによって構成される。

筆者の参与観察では、この場に立ち会うことはしていない。すなわち、筆者の理解は、その模様を記録したスライド、あん産協から提供して頂いたその他の資料、これらについての説明、及び支援や養親候補者の選定プロセスに関与させて頂いた事例についての報告等に基づいた理解である。以下は、それをまとめたものである。

## 特徴的な取組である「養親候補者の教育入院」の内容

以下は、あん産協からの提供資料をもとに筆者が整理したものである。

### 1 目的

産みの親との分離を経験する子とこれから養育を担う養親候補者との「絆作り」のスタートとなる機会を設け、両者の良好な関係の形成を助け、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

### 2 対象者

子どもとのマッチングが決定した養親候補者を対象とする。夫婦での参加を原則とする。ただし、夫に仕事を休めない等の事情がある場合には、「一部参加」「日帰りでの参加」を認めることがある。

### 3 プログラムの目標 2泊3日での入院によって行う。

- ①新生児の特徴を知る。
- ②母性を育み、父親としての自覚を獲得する。
- ③安全に授乳、沐浴、排泄のケアを行えるようにする。
- ④養親候補者の育児についての不安を軽減する。
- ⑤養親候補者に見と過ごす生活リズムを体験してもらう。  
\*それまでの生活とのスムーズな変化を、家事等から解放された静かな環境の下で、育児に集中する時間を過ごすことによって促す。）
- ⑥見及び養親候補者の行動観察を行う

### 4 プログラムの内容

#### (1) セレモニー

- ア 見の誕生を祝い、親子関係のスタートを記念する。
- イ 養母に分娩台が上がってもらい、見を抱いてカンガルーケアを行う。これは肌と肌の触れ合いを通じて母性を育むことを目的とすると意図されている。
- ウ 生母が綴った手紙をスタッフが代読し、この手紙を生母から養親候補者に渡す。

#### (2) 育児指導

- ア 支援者の助けの下で、母子同室で育児を行う。
- イ 支援者が行う沐浴の様子を見学し、実際に沐浴を行う。
- ウ おむつ交換の仕方を学び、実際に行ってみる。
- エ 3～4時間ごとにミルクを準備し、実際に授乳を行う。
- オ 見の状況や育児の内容等についての記録方法を知る。
- カ ベビーマッサージの方法を習得する

#### (3) その他の教育的指導・ガイダンス

児童福祉法30条に基づく同居児童の届出について  
(住所地の市町村を通じて、都道府県知事)

### 5 説明

- (1) 養親候補者に託される赤ちゃんの母親は、強いストレスを抱えた妊娠期間を過ごしていることが多い。このため、見自身も胎児期に筋緊張を強いられている場合が多い。不安定な胎児期を過ごさざるを得なかった見が、スキンシップを受けることで情緒が安定し、胎児期に受けたストレスを少しでも軽減し、養父母との間に良好で確実な絆作りができるように意図している。ベビーマッサージもこのことを意図した取り組みの一つである。
- (2) 退院後、速やかに、市町村を通じて都道府県知事(実質的には児童相談所に)対して、児童福祉法第30条の手続きを行うように指示している。これは、養親候補者が育児が不安になった時等に、住所地の行政による公的支援を受けられるようにするためである。
- (3) 見の一か月検診には、教育入院を行ったあん産協の医療機関に来てもらうことによって、その後の状況を把握するとともに、それ以降も支援関係を継続するためである。

### 6 その他

- (1) スタッフは、病院職員があたっている。
- (2) 経費

## カ あん産協本部のスタッフの体制

ここまで、記したように、あん産協の活動は、多層構造の中で実施されている。

ただし、現状では、経験と実績が豊富にあるさめじまボンディングクリニック（埼玉県）と福田病院（熊本県）がここまでの支援の主要な部分を担い、これに近年活動を開始し、支援の実績を積み上げはじめた田中病院（山口県）と神野レディースクリニック（滋賀県）を加えた4つの病院によって実母への相談支援・養親候補者の選考過程・その後のフォローが担われ、その他の活動、すなわち、①養親候補者の二次面接、②子と養親候補者とのマッチング、③広報や教育などは、全体を統括するあん産協の本部が担っているといった状況である。<sup>2</sup>

以下の表は、さめじまボンディングクリニックに置かれたあん産協の本部の体制である。多くの人数を配した厚い体制であるかのように見えるが、1名を除き、これらのスタッフは、さめじまボンディングクリニックのスタッフが兼務していることを留意しておかねばならない。また、この体制を維持する経費のほとんど全てが、産婦人科本体の経営の中で手当されていることを意識しておかねばならない。

## あん産協の本部体制

| 役職   | 職員    | 職種    | クリニックでの業務 | 協議会における担当(事務分掌)                        | 備考          |
|------|-------|-------|-----------|--|-------------|
| 代表   | 鮫島浩二  | 医師    | 院長        | 会議を招集・開催、最終的な意思決定                      |             |
| 事務局長 | 鮫島かをる | 保育士   | 事務長       | 全体を統括、相談・支援・養親候補者選考、その後の対応など全般について直接対応 |             |
| 事務局  | A     | 助産師   | あんさん協専任   | 相談・支援、養親候補面接、訪問委託後の養親相談など              | 養親当事者       |
| 同上   | B     | 助産師   | 看護師長      | 実母担当看護師管理教育、実母相談                       |             |
| 同上   | C     | 助産師   | 看護師副長     | 実母委託後相談                                |             |
| 同上   | D     | 医療事務  | 総務企画室室長   | セミナー企画運営、養親面接                          |             |
| 同上   | E     | 医療事務  | 総務企画室副室長  | セミナー企画運営、養親面接                          |             |
| 同上   | F     | 社会福祉士 | ソーシャルワーカー | 事例検証、行政との連携<br>養親候補者家庭訪問               | 2015年4月1日採用 |
| 同上   | G     | 医療事務  | アロマ管理     | 庶務、セミナー実施                              |             |
| 同上   | H     | 心理士   | カウンセラー    | 養親候補者面接立合い、実母カウンセリング                   |             |
| 同上   | I     | 心理士   | カウンセラー    | 事例検証等                                  |             |

※ 協議会の業務は、専任者1名を除き、産婦人科クリニックの職員が兼務している。2015年度は、Fの他にも、助産師1・看護師1が増員された。

※ 協議会では、妊婦及び出産後の実母を、養親との関係で「生母」と表現しているが、ここでは、報告書の読者にわかりやすいように「実母」と記載した。

<sup>2</sup> 本部には、養親当事者である専任スタッフがいるため、メールや電話を通じた、試験養育期間中の養親候補者や養子縁組成立後の養親への相談も継続的に行われている。

## (2) あん産協の概要 その2 活動実績

以下は、あん産協が発足した2013年9月～翌年2014年8月末までに行われた、あん産協による実親と子ども及び養親候補者へのあっせんを中心とした支援の概要、及び同一期間における養親となることを希望するものから寄せられた問い合わせの件数、その後の書面等による審査、これを受けての初回面接（第一次面接）、その後これを経て行われた第2次面接、及びその後の状況である。

これらの資料は、2014年9月に行われた日本子どもの虐待防止学会において鮫島浩二代表によって報告された内容とその時に配布された資料に基づき、これに筆者が、幾つかの注釈等をつけて再構成したものである。

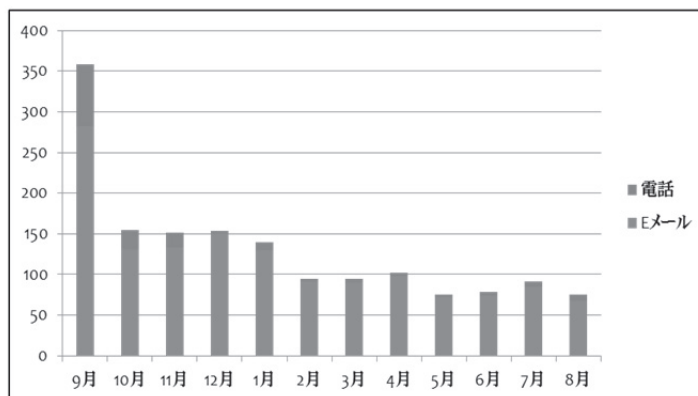
### 研究結果 あん産協の概要 その2-1

## 活動実績の1 (平成2013年9月8日～平成2014年8月末日まで)

養親となることを希望する方から協議会本部に問合せ・相談のあった件数、各月毎の内訳等

|      | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 計    |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|------|
| Eメール | 282 | 131 | 133 | 150 | 130 | 91 | 90 | 98 | 72 | 74 | 85 | 68 | 1404 |
| 電話   | 76  | 24  | 18  | 4   | 10  | 3  | 5  | 4  | 3  | 4  | 6  | 7  | 164  |

計 1,568 件



注1: あん産協発足時は、NHKテレビでも内容が報じられたこともあり、膨大な連絡・問合せがあった。

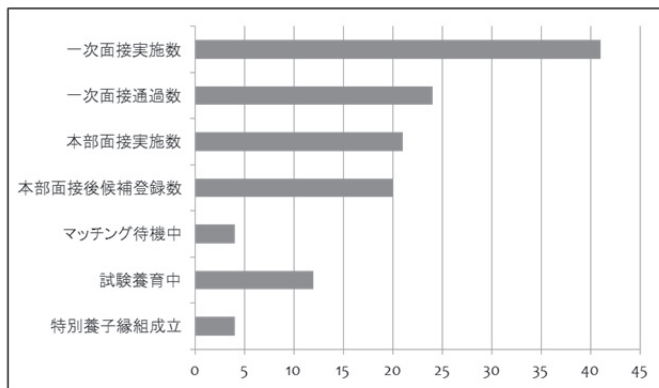
注2: 膨大な問い合わせの中には、妊娠に悩む女性へのための相談用の連絡先への連絡やあん産協が設けた年齢制限への苦情なども多く寄せられるといった混乱も見られたという。

※数値は、あん産協提供資料から。注は、あん産協からの聞き取りによる。

### 活動実績の2(平成2013年9月8日～平成2014年8月末日まで)

第2種社会福祉事業の届出を行っている4施設で行った養親となることを希望する方への対応

|   | 特別養子縁組<br>成立 | 試験養育中 | マッチング<br>待機中 | 本部面接後<br>候補者登録数 | 本部面接実施数 | 一次面接通過数 | 一次面接実施数 |
|---|--------------|-------|--------------|-----------------|---------|---------|---------|
| 計 | 4            | 12    | 4            | 20              | 21      | 24      | 41      |



注1:メールや電話での問い合わせに対応し、正式に申込みがある場合には、書類等の提出に進む。これを審査した上で、その一部の方に対して届出を行っている4病院で、一次面接を行う。

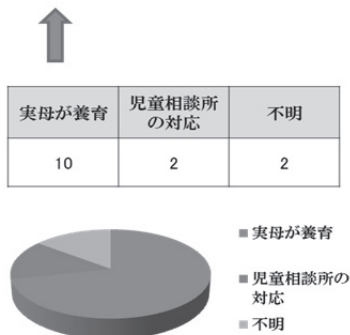
注2:同一期間に、本部に対してメールや電話で問い合わせのあった1,568件の他、他の3病院に対しても、直接一定数の問合せがある。

注3:前述の過程を経て、一次面接で、あん産協の養親候補者として適格であると判断された場合に、本部において第2次面接を行う。ここで適格と判断された場合にあん産協の養親候補者として登録される。

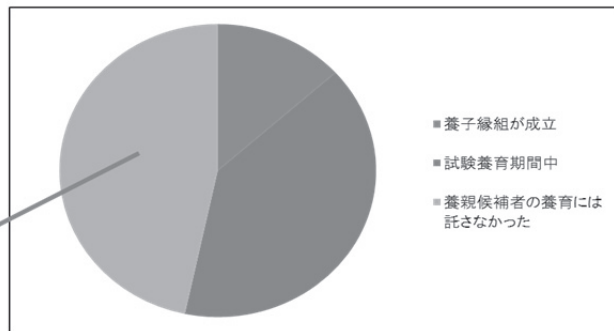
### 活動実績の3(平成2013年9月8日～平成2014年8月末日まで)

望まない妊娠の内、養子縁組を希望した妊婦(33人)へ対応した後の状況

10人の実母は、自ら養育することを選択(30人中10人=3割に及ぶ)さめじまBCの過去の実績は約1割であり、これに比べて大幅に増加した。



| 養子縁組が成立 | 試験養育期間中  | 養親候補者の養育には託さなかった |
|---------|----------|------------------|
| 4件(13%) | 12件(40%) | 14件(47%)         |



注:児童相談所の対応とは、相談を促し、乳児院への入所を選択した例1件、実母が自ら養育を希望するも、養育のリスクが高いと判断して通告したもの1



### (3) あん産協の養子縁組あっせん支援活動における対応等の変化・団体発足時と1年半後との比較

筆者は、あん産協に福祉専門職（社会福祉士）として関わらせて頂くなかで、自身の児童相談所児童福祉司としての経験、社会福祉専門職の実践力向上を役割とする専門職大学院の教員としての教育と研究の実務（児童相談所や市町村、児童福祉施設職員である学生との交流やこれら実践現場との交流を含む）、及び児童の権利に関する条約や国連代替的養育に関するガイドラインなどに照らして、養子縁組あっせん支援活動に関して、質問や意見を、様々な形で、スタッフに投げかけさせて頂いた。

これらの一部についても「関与者の意見等」として記述した上で、筆者から見た、あん産協の養子縁組あっせん支援の内容が、協議会発足時点とそれから1年半を経た2015年3月末時点においてどのように変化したかを以下の表にまとめた。

なお、これらが実際に、このように変化しているとすれば、それは、あん産協の様々な試行錯誤、様々な関係者との出会い、これらを通じての研鑽、そして何よりも、実親当事者、子ども、そして養親候補者・養親当事者との関わりの中で、生じたものと思われる。

あん産協の対応の変化 2013年9月と2015年3月の比較等

|    | 項目                        | 発足当初の対応                       | 一年半後の現状   | 備考(関与者の意見等)                   |
|----|---------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------|
| 1  | 養親候補者との院内面接               | 基本的な面接技術が不足<br>「思い」「意志」が重視される | 面接技術が向上している。初回面接後にどう対処したかを重視                      | 基本情報の取得や実際の出来事にどう対処したかを確認すべき  |
| 2  | 家庭訪問による家庭調査               | 家庭訪問は、ほとんど実施していない             | 必要に応じて実施。ただし、遠方である場合には対応が困難                       | 全事例家庭訪問すべき。全家族員の状況や環境調査が必要    |
| 3  | 妊娠に困難を抱える女性についての相談等の受付    | 本人からのメールや電話での問い合わせから開始される     | 左記の他、医療機関からの紹介等が増加している                            | 相談の継続に苦慮しながら丁寧に対応。一方抱込みの傾向が有  |
| 4  | 妊婦自身の状況の把握                | 妊婦本人に寄り添った対応担当等による丁寧な関わり      | 同左。必要に応じて、関係起案と連携。要対協で個別検討                        | 本人との深い関係形成が強み。一方他機関の意見を重視すべき  |
| 5  | 妊婦の環境についての把握              | 妊婦本人等の説明をそのまま事実と受け止める傾向有      | 本人の説明を大切にしながら、行政との連携の重要性を認識                       | 生活基盤の崩壊や前世代から続く困難について更に重視すべき  |
| 6  | 特定妊婦についての市町村、児童相談所との連携・協働 | 連携・協働の重要性を理解しているが不信も強い        | 成功体験を重ねて改善している。信頼と不信が混在している                       | 本人の抵抗感が投影され危険があっても通告等が遅れる傾向有  |
| 7  | 養親候補者に子を託すことについての実母等の意志確認 | 本人に寄り添った丁寧な関わり。出産後に最終確認       | 同左の取り組み方針を徹底。家族の参加を重視している。                        | 出産後の交流制限無。適切に対応。家族の養育力の把握に課題  |
| 8  | 子の命名、出生登録                 | 実親が養子縁組を希望する場合は、原則実親が行う       | 「状況に応じて実親が行う・養親が行う・両者で行うの中から選択する」を経て、「原則実親が行う」に推移 | 実親による命名登録が原則。出来ない場合に養親が行うのは？  |
| 9  | 子の要保護性の認定                 | 本人からの聞き取りが中心。環境調査に限界がある。      | 行政と協働する必要性を認識しているが、実績は今後の課題                       | 深刻に受取る例と軽度で捉える例が混在。行政との連携に課題  |
| 10 | 実親が自ら養育することを選択した場合の支援     | あん産協発足前は、実親が養育するのは概ね1割。       | 1年間経過した時点では、実親が養育するのは概ね3割。                        | 養育に課題がある場合のリスク把握が不十分。行政との連携要  |
| 11 | マッチングの方法                  | 協議会の代表が、経験知に基づき実施             | 同左。実施件数増。事例発生時点で、養育可能者から選定                        | 経験知の言語化が困難。子や実親の意向の反映・参加が課題   |
| 12 | 養親候補者へのフォロー               | 電話等による頻繁な連絡。非公式な友愛的な関係        | 同左。候補者から市町村や児相に報告。会からも直接報告                        | 夫婦家族の行動傾向を把握したうえで対応すべき。システム化要 |
| 13 | 家庭裁判所への申立への支援             | 特別養子縁組をスムーズに成立させることへの関心強      | 普通養子についても重視。家裁の客観的評価も期待している                       | 子の要保護性、養親的確性、両者の適合性の確認が重要     |

#### (4) 二次面接の対象となる養親候補者の状況と面接の状況

筆者及び筆者が代表を務める非営利活動法人子ども家族いきいき・プロジェクトあつとほ一むのメンバー有志が、あん産協発足の直後から、養親候補者の第二次面接に、外部第三者として同席をさせて頂いてきた。この活動は、この報告書をまとめた2015年3月まで、月1回～2回の頻度で、継続された。以下のまとめは、この活動を筆者が、2015年3月現在で、振り返ったものを整理した内容である。

なお、この活動への参加は、「養親候補者についての個人情報、面接当日会場のみで閲覧することとし事前に送付・受領することはない。面接終了後には速やかに返却し持ち帰らない(メモも含む)」という条件下で行った。このため、以下に整理した内容は、前述したとおり、あくまでも2015年3月末日現在で、筆者が想起できる内容を整理したものである。よって、「統計上の裏付けがない」「記憶に留まりやすいものとそうでないものがある」などの限界がある。

また、想起された内容であっても、個人が特定される内容は、倫理的配慮から記述しない。これについては、筆者自身の自己点検では不十分であることから、この報告書を鮫島代表及び鮫島かをる氏にチェック・点検して頂く際には、特に留意して欲しい旨依頼した。

#### 二次面接の対象となる養親候補者の状況と面接の状況

| 記号 | カテゴリー              | 番号 | 内容  | 備考  |
|----|--------------------|----|---|---|
| A  | 基本的内容              | 1  | 全て夫婦2名での面接参加であった。   | あん産協の方針による。                               |
|    |                    | 2  | あん産協発足前に紹介を受けて養子を養育中の方を除き、子どものいない夫婦であった。殆ど全ての方が数年に及ぶ不妊治療の経験がある。           | あん産協の方針による。                               |
|    |                    | 3  | 夫婦のみで生活する方が殆どであり、夫の親や妻の親族等の同居家族がいるのは1～2割であった。                             |   |
|    |                    | 4  | 所得水準が高く、年収は、500万円～1000万円程度。これ以下の場合でも、地方で安定した職業についている方が圧倒的に多かった。           | あん産協の方針による。                               |
|    |                    | 5  | 専業主婦家庭は少なく、フルタイムで共働きないし妻のパート就労の家庭が多かった。職業は、大学教員、公務員、会社員、医療専門職、自営業等である。    | あん産協は、夫婦の一方が一定期間は養育に専念できることを条件としている。      |
|    |                    | 6  | 夫婦の一方ないし両方の親やきょうだいが近隣市町村・同一都道府県内・近隣都道府県内に居住している例が多かった。親の年齢は概ね60～70歳代であった。 | 助言や協力を得られる条件となる。半面数年後に介護を要する状況となる可能性等がある。 |
| B  | 養親となることを希望した経緯、年齢等 | 7  | 40歳代前半がほとんどである。一部に30歳代の希望者があった。後者の方は、疾病等の影響により、今後妊娠が望めないとの診断を受けている方であった。  | あん産協の方針による。                               |
|    |                    | 8  | 面接時に不妊治療を継続している方もいるが、多くは治療を終了している。  | 治療にどう取り組み、これを夫婦がどう共有してきたかにより様々な内容について聴取可能 |
|    |                    | 9  | 養子を迎えたいとの意向に変更を与えたのは、医師の助言、報道、留学等の生活経験で海外の状況に触れたこと、親族や知人に養子当事者がいること等である。  | 適切な医師の関与・助言が養親となることの準備のために必要である。          |
| C  | 里親登録との関係           | 10 | 全て里親登録をしている。概ね全て登録後2年以内。登録後にあん産協を知った方、同時期に登録した方、あん産協への問合せ後に登録した方が各々一定数有り。 | あん産協の方針による。                               |
|    |                    | 11 | 希望者が居住している自治体の方針により、養子縁組里親とともに養育里親の登録の登録を受けている。                           |   |
|    |                    | 12 | 一部の方には短期で養育里親としての委託経験があった。  | 的確性への判断が児相と民間で一致することは望ましいが、受け皿の奪合いともなる構造有 |